# 育児休業取得証明書

### 【申請者記入欄】

児童	施設名		
	児童名		
	児童 生年月日	年 月 日	年 月 日

### 【事業所記入欄】

育児休業取得者名									
#1.76 #7.46	該当する□に✔点を付けてください。								
勤務形態	□正社員	□契約	(派遣	貴) 社員		ペートロ	その他(		)
	令和	年	月	日から					
育児休業期間	令和	年	月	日	(注1)				
		延長	「可	・不可】		短縮【可	• 不可】		
雇用契約期間	令和	年	月	日から					
(期間の定めがある場合)	令和	年	月	日	更新	予定【有・無	無】		
復帰予定日				年	月	日			
※当社は「育児休業,介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」 等に基づいた育児休業制度を有し、上記の事項について、事実と違いないことを証明します。									
年 月	日								
	事業所名								
	代表者名								
	所在地								
	電話番号								
	記入者								

- ※ 両親共に取得の場合は両親とも必要です。
- ※ ここでいう育児休業とは「**育児休業, 介護休業等育児又は家族介護を行う 労働者の福祉に関する法律**」等に基づくものです。
- ※ 証明書の内容について、就労先事業所等に無断で作成し又は改変を行ったときには、刑法上の罪に問われる場合があります。
- (注1) 産前産後休暇は含みません。

(産前休暇:出産するまでの休暇・産後休暇:産後8週間(原則))

## 育児休業中の継続利用に関すること

#### 【条件】

- ・保育所等に入所していること。
- ・雇用先の育児休業制度(育児休業制度がない場合は利用できません)を利用して休業すること。
- ・育児休業を利用した雇用先に必ず復帰すること(育児休業中に退職するとその月末に 退所となります)
- ・保育料に滞納がないこと。
- ・必要書類を期日までに提出されること。

### 【制限】

- ・支給認定は保育短時間になります。
- 育児休業開始日の翌月から保育短時間になります。(育児休業開始日が1日の場合は 該当月から)
- ・延長保育・土曜保育・警報等の発令時・在籍園が指定した日は利用できません。
- ・保育料の滞納が発生した場合は、その月末で退所となります。

### 【継続利用期間】

・育児休業が終了する月の末日までで、育児休業に係る子どもが満1歳になる月の末日まで。